

# 国 税 徴 収 法

## 本試験問題

〔第一問〕

問1 国税徴収法第104条第1項では、徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならないと規定され、また、同法第104条の2第1項では、徴収職員は、入札の方法により不動産等の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額（以下「最高入札価額」という。）に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならないと規定されている。

- (1) 不動産等の公売において、「最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない」とされている趣旨（理由）を説明しなさい。
- (2) 不動産等の公売において、最高価申込者の場合と異なり、次順位買受申込者を本人の申込制としている理由を説明しなさい。
- (3) 次順位買受申込者となる者の要件について説明するとともに、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上で、その全ての者から買受けの申込みがあった場合の次順位買受申込者の定め方について説明しなさい。

〔第一問〕

問2 次の事項について、簡潔に説明しなさい。ただし、税務署長が行う処理については説明する必要はない。

- (2) 交付要求の解除の請求について

## TAC予想問題

●上級演習 第4回

〔第一問〕

2. 次順位買受申込者制度について、以下の問に答えなさい。

問1 制度趣旨について述べなさい。

問2 ある公売財産（土地）の入札において、最高入札価額が5,000万円、見積価額が3,500万円、公売保証金の額が500万円である。このとき、次順位の買受けの申込額が、(1)4,500万円でなされた場合と(2)4,400万円でなされた場合とで、次順位買受申込者の決定が、どのようになるか説明しなさい。

問3 次順位買受申込者の決定に関する以下の記述について誤りがあればその理由を簡潔に述べなさい。

<解答例>

(1)の記述が誤りである

<理由>

滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関に対し、滞納国税につき、交付要求をしなければならない。

本問の担保仮登記の実行は、強制換価手続ではないので交付要求ができないからである。

- (1) 次順位買受申込者が定められる場合の対象財産は、動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等を入札又は競り売りの方法による公売をしたときであり、次順位による買受け申込額が、最高入札価額に次ぐ高い価額で、一定の条件を満たした額を入札した者に対してその決定がなされる。
- (2) また、次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちにしなければならないとされている。
- (3) そして、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上あるときは、追加入札をさせて定め、なおその入札価額が同じときは、くじで定めることになる。
- (4) なお、次順位買受申込者が提供した公売保証金については、税務署長が最高価申込者を定めたときに返還されることになる。

●全国公開模試

〔第二問〕

問3 滞納者甲には、本件差押不動産の他に更地X（概算評価額200万円 担保権の設定及び用益物権の設定なし）があった場合において、抵当権者Bは、参加差押えをした行政機関等に対しどのような請求をすることができるか述べなさい。

スバリの的中!

〔第二問〕

次の設例を共通の前提として、以下の問1及び問2のそれぞれの事実関係に基づき、各問に答えなさい。なお、解答に当たり、延滞税、利息等の額及び土日、休日等を考慮する必要はない。また、令和元年分の申告所得税に関しては、期限の延長はされていないこととする。

〔設例〕

小売業を営む納税者Aは、平成30年分の申告所得税の修正申告書（納税額150万円）を令和元年11月30日にY税務署長に提出したが、現在、Aは当面必要な事業資金以外に50万円しかなく、残額については即時に納付することが困難な状況であった。

なお、Aは、修正申告書を提出した時点において、上記修正申告分以外の国税の滞納はない。

また、Aは、自宅兼事業所である不動産（評価額500万円）を所有している。

問1 納税者Aは、修正申告書を提出した日に納付可能額の50万円を納付したが、残額の納付については、事業の状況から毎月末20万円の分割納付を行いたいと考えている。

修正申告書の提出時において、Aが行うことができる国税徴収法上の措置として考えられるものについて、その要件及び手続（Aが提出すべき書類及び当該書類の記載内容）を簡潔に説明しなさい。

問2 納税者Aは、令和元年12月1日から令和2年4月30日まで、国税徴収法上の措置に基づき、毎月末20万円の分割納付をすることとなった。Aは、令和2年2月分までは順調に分割納付を行っていたものの、令和2年3月5日、突如、取引先Bが倒産したため、取引先Bに対する売掛金の回収ができなくなった。

Aは、令和元年分の申告所得税の確定申告書（納税額30万円）を令和2年3月13日に提出したが、上記売掛金の回収不能により即時の納付が困難であり、納税額全額について、確定申告書の提出と一緒に換価の猶予を申請した（申請書の記載に不備はなく、添付書類の不足もない。）。

Aは、令和2年3月以降の納付資金は、毎月末10万円が精一杯の状況であるところ、まずは、平成30年分の申告所得税（修正分）の残額を分割納付し、その後、令和元年分の申告所得税（確定分）について、引き続き、分割納付したいと考えている。

この場合において、Y税務署長がとるべき措置について、理由を付して答えなさい。

なお、令和2年分の予定納税については、考慮する必要はない。

●直前予想答練

〔第一問〕

2. 徴収緩和制度に関して以下の問いに答えなさい。

問1 感染症による病気に納税者が罹り、納期限内に国税を納付することが困難となったことを前提として、(1)納税の猶予と(2)納税者（滞納者）の申請による換価の猶予のそれぞれについて、その要件及び効果の異なる点を説明しなさい。

●全国公開模試

〔第一問〕

3 以下の設例に基づき、問いに答えなさい。

〔設例〕

A株式会社（以下「A社」という。）は製菓会社であり、バブルの頃にマンション経営を副業として始めて、バブル経済崩壊のおりを受けずにきたが、最近になって空室が目立ち、法人税の滞納が始まった状況である。滞納額は240万円であり、平成31年3月期の確定申告分の法人税で、本業は何か持ちこたえてきたが、賃料収入の落ち込みにより滞納となっているのである。1か月前に所有するマンション1棟及びその敷地に差押えを執行したが、数日前に差押えを解除して欲しいとの連絡があったため、その交渉を行うことになった。社長の甲によるとX税務署による差押えをされてから、金融機関の締め付けが厳しくなり、本業にまで影響が出ている状況で、差押えを外してもらえれば、抵当権を設定して融資が決まり、マンションのリフォームもでき入居者を募集できるという。そして、融資が決まれば、融資額の一部で滞納分を完納するつもりとのこと、具体的には、融資が決まるまでの間、現在納付できる金銭で納付をし、不足分（残金）については、融資が実行された後、4か月間の分割納付（清算）するという内容であった。なお、A社には預貯金300万円があるが、事業継続のため当面必要な運転資金として280万円を要する状況である。

そこで、X税務署長は、既差押えにより事業の継続に支障が出ていることもあり、その納付を困難とする金額を考慮のうえ、職権により差押えを解除し、その旨をA社に通知することとした。その際、差押えの解除の代わりに担保の提供が必要となるが、融資の關係から不動産による担保は困難と考え、前記納付計画に係る先日付小切手なら確実にし、その提供を得て完納を期することとした。

スバリの的中!